

社会福祉法改正案に関する 国会での質疑について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の審議経過

平成29年

2月 7日(火) 法案の国会提出

<衆議院>

3月28日(火) 本会議 趣旨説明・質疑
(厚生労働委員会での質疑)

4月12日(水) 厚生労働委員会 採決(可決)

18日(火) 本会議 採決(可決)

<参議院>

5月17日(水) 本会議 趣旨説明・質疑
(厚生労働委員会での質疑)

25日(木) 厚生労働委員会 採決(可決)

26日(金) 本会議 採決(可決・成立)

6月2日(金) 改正法公布

法案質疑における主なやりとり①(地域共生社会の必要性)

平成29年3月28日(火) 衆・本会議

(梶屋敬悟君)

厚生労働省では、塩崎大臣のリーダーシップのもと、子供、高齢者、障害者などを含む全ての人々が役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現のため、我が事・丸ごとと銘打って施策を進めようとされています。公明党においても、塩崎厚生労働大臣に負けないぐらい、地域を舞台にした共生社会の実現が極めて重要であると考えておりまして、党内の地域包括ケア推進本部を改組し、地域共生社会推進本部を立ち上げて、ただいま懸命に取り組みを進めているところであります。

その心は、介護保険制度発足後、障害者総合支援法、子ども・子育ての新システムなどの制度に基づき、それぞれの制度の拡充、深化や人材の専門性の向上などに取り組まれてきましたけれども、結局のところ、地域においては、ダブルケアなど同一世帯内での多問題重複ケースについてはどの専門機関も対応できず、制度の谷間になっているという実態がある、ここに対応しなければならないとの思いであります。

地域を舞台に改めて共生社会を構築することが今求められていると強く感じているところであります。このため、制度間の連携や各制度に精通した人材の確保などを進める必要があると考えます。塩崎大臣、大臣が訴えておられます我が事・丸ごとの取り組みは、現場の地域包括支援センターの皆さん方からは、さらに仕事がふえると悲鳴すら上がっているのであります。我が事・丸ごとは大ごとなのであります。・・(後略)

平成29年4月5日(水) 衆・厚生労働委員会

(中野洋昌委員)

最後に、我が事・丸ごとの地域づくりについてお伺いをいたします。時間が迫っておりますので、簡潔に質問いたします。今、地域の中でも、複合的ないろいろな課題について、地域でそれを受けてしっかり支えていこうということを、いろいろな分野で今精力的に取り組んでいただいている状況だというふうに思いまして、こうしたお取り組みは非常に大事だというふうに私は思います。教育の分野でも、福祉の分野でも、防災の分野でも、しっかり地域でそういうものを支えていこう、こういうことを非常に今やっていただいております、そういう意味では、地域の方というのは今非常に頑張っているし、また、それをやっていこうというふうに思っているというふうに思います。こうした地域というものを、やはり行政の側としても支えていくということが非常に大事だというふうに思います。

例えば、今、生活困窮者の自立支援制度というものがございまして、今でも、生活が困窮をしたところの側面からいくと、かなり包括的にいろいろな支援を行うというものの行政の窓口、こういうものが今例えばあるわけがございまして、どのような窓口を設定するかというのは、もちろん地域の事情によって変わってくるかとは思いますが、ダブルケアであるとか、いろいろな複合的な、はざまに落ちてしまうような課題をしっかりと行政の側が支えていくような制度、これをいろいろな自治体でぜひつくっていただきたい、そのための非常に重要な改正であるというふうに思います・・(後略)

法案質疑における主なやりとり①(地域共生社会の必要性)

(河野正美委員)

(前略)・・・「「地域共生社会」の実現に向けて」では、「今後三年(平成三十二年まで)を目処に、地域における体制整備の状況も踏まえつつ地域課題の解決力強化のための体制を全国的に整備・普及させるための支援方策について、制度のあり方を含め検討する。」というふうにされております。各地域での取り組みを制度や財政などあらゆる面で支えるべく、地域からの問題提起を素早く丁寧に受けとめて、柔軟に対応していただきたいと思っております。

平成29年4月7日(金)衆・厚生労働委員会

(長妻昭委員)

(前略)・・・この地域共生社会についてお尋ねをいたします。この中で重要なことは、困難な状況にありながら誰にも相談できずに苦しい状況から脱することができない人たちにどう対応するのか、あるいは、行政が把握できずに表面化しない地域の貧困格差や子供のいじめや虐待の問題、そういうような兆候をどういうふうに住民間で共有して行政につなげていくのか。ここら辺、相当重要だというふうに思います。どこに困った人がいるかに気づいて、そういう方々をともに支え合う、そしてそれを行政につなげていく、行政とともに支え合う。ある意味では、支え合いを支える仕組みをつくっていく、一言で言うと。・・・(後略)

(前略)・・・いろいろな地域には、これから大きな問題が起こってまいります。今、東京でいうと、例えば、六十五歳以上の方の三人に一人がひとり暮らしである。そして、二〇二五年、昭和百年になりますと、昭和百年問題とも言われておりますが、団塊の世代が全員七十五以上になって、認知症がどっとふえてくる。そして、ひとり暮らしで認知症の方というのが大変多くこれから社会にいらっしゃることになるわけで、そういうときに、地域が相当、認知症を含めて、虐待も含め、子育てうつも含め、もろもろの問題に、やはり情報共有をしながら、行政やお医者さんや民生委員の持っている情報も一定程度共有しながら、社協も共有しながら対応していかないと、一人一人全部行政がやっていたら、これは幾らお金があっても足りないわけでありますので、そういう意味では、そこを上から目線でない形でうまく、福祉自治区のような概念を持ってそれを手当てしていくということが大変重要だというふうに考えております。

平成29年5月23日(火)参・厚生労働委員会

(小川克巳君)

(前略)・・・大臣から御説明のありました地域共生社会については、私も大いに賛成といいますか、やっとなんとなくそういう議論が出てきたなというふうに思っているところでございます。是非実現をしたいというふうに思いますけれども。・・・(中略)・・・地域住民の参加であるとか、あるいは意識変革に関して非常に努力が必要なんだろうというふうに思いますので。・・・(中略)・・・地域共生社会に関しても、その理念であるとか方法論であるとか、そういったものについてきちんと地方行政の職員、それから地域住民、国民に対してしっかりと啓発していくような方策を取っていただければ有り難いなど。一番変わりにくいのは人の意識だというふうに思いますので、是非よろしく願いをいたします。

法案質疑における主なやりとり②(地域共生社会における公的責任について)

平成29年3月28日(火) 衆・本会議

(堀内照文君)

本法案は、我が事・丸ごと地域共生社会づくりを進めるとしています。厚労省の目指す地域共生社会とは、効率化、生産性向上、自助、互助、地域住民の助け合いを最優先に求め、公的責任を後退させ、福祉、介護費用の抑制を狙うもので、今後の社会福祉のあり方を大きく変質させかねません。

(内閣総理大臣(安倍晋三君))

地域共生社会についてお尋ねがありました。

今回、市町村の努力義務とした、法律に新たに位置づける地域共生社会の実現は、地域住民が主体的に地域の課題に対応し、関係機関が総合的に相談支援を行う体制をつくるものです。地域住民の自助努力に全てを委ねるものではなく、社会福祉の実施主体である自治体がしっかり責任を果たすことに変わりはありません。公的責任を後退させる、社会福祉のあり方を変質させるなどといった批判は当たりません。

平成29年4月7日(金)衆・厚生労働委員会

(堀内照文君)

私、本会議で、助け合いを最優先に求め、公的責任を後退させ、福祉の費用の抑制を狙うもので、社会福祉のあり方を大きく変質させるものだと指摘したんですが、改めてそのことを大臣にも聞きたいと思うんですが、いかがですか。

(塩崎国務大臣)

結論的に申し上げますれば、これは総理も本会議で答弁申し上げておりますけれども、公的責任を後退させるという考え方を私どもは持っていないわけであって、そこに加えて、公的責任を後退させないということを前提に、地域住民等の取り組みと公的な体制による支援、これが組み合わさって初めてこの地域共生社会というのが実現できるんだというのが我々の考え方でございます。したがって、公的責任から逃れて、民間の、地域の方々の助け合いの仕組みだけに乗るといようなことは全く考えておりませんで、ただ、はっきり申し上げますれば、公的な助け合いの仕組みも、実は、町の助け合いの、民間レベルの助け合いの仕組み、コミュニティベースの仕組みがうまく機能している場合に、うまくまたそれがシナジー効果を持って、公的なサービスもよりよく回っていくということにもなります。

そういうことを私ども申し上げているわけでありますから、このことを基本コンセプトとして、今回の法案を第一弾ということで、平成三十年度の介護・障害福祉の報酬改定、あるいは生活困窮者自立支援制度の見直しなど、二〇二〇年代の初頭の地域共生社会の全面展開を目指しているわけでございます。そういう形に持っていくためには、それぞれの地域が、それぞれの地域らしい助け合いの仕組みを強化していただくということが大事で、それについてもどういうふうに支援をすることができるのか、絶えず考えていかなければいけないというふうに思っております。

法案質疑における主なやりとり③(地域共生社会と地域包括ケアシステム(1))

平成29年4月5日(水) 衆・厚生労働委員会

(中島克仁委員)

(前略)・・・地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係性、これが不明瞭なのではないかと。そもそも、この法案も、政府提出法案、地域包括ケアシステムの強化でございますので、その前提がもし変わっているのなら、この内容はちょっと整合性がとれないんじゃないか、・・・(中略)・・・改めて大臣にお尋ねをいたしますが、地域包括ケアシステムの目的、その目標等は変わったということでもいいのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

(塩崎国務大臣)

(前略)・・・地域包括ケアシステムそのものが高齢者向けのことであるということとは変わらないわけで、この地域包括ケアシステムは今申し上げたとおりで、高齢期のケアを念頭に置いているのに対しまして、地域共生社会につきましては、地域包括ケアシステムを包含する概念として、これは言ってみれば別概念として、地域包括ケアシステムは引き続きこれは推進をしていくということは何も変わらないわけでございます。

また、地域包括ケアシステムは、高齢期の支援を地域で包括的に確保するというものでございますので、それに対して、地域共生社会は、必要な支援を包括的に提供するという考え方を、障害者、子供などへの支援や複合課題にも広げたものでございますので、地域包括ケアシステムのいわば上位概念とも言えるものかというふうに思ひます。

地域共生社会は、先ほど阿部先生の御質問にもありましたが、高齢者の親と無職、独身の五十歳代ぐらいの子供さんが同居している世帯とか、あるいは、介護と育児に同時に直面をする、いわゆるダブルケアの家庭であったり、課題が、言ってみれば複合化をしております。

したがって、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが今の時代になかなか難しい、そういうケースがふえてきているように思ひるわけでございますので、地域包括ケアの強化にこの地域共生社会をつなげながら、いずれもしっかりとやっていかなければならないというふうに思ひております。

法案質疑における主なやりとり③(地域共生社会と地域包括ケアシステム(2))

平成29年4月5日(水) 衆・厚生労働委員会

(中島克仁委員)

(前略)・・資料の三枚目、これは前回の、私が質疑をしていた、厚生労働省が私のところに持ってきていただいたものです。・・(中略)・・このポンチ絵も、まだまだ不確実な部分があるんですが、やはりこれを見ていくと、地域包括ケアシステム、これを深化させていくというお言葉もよく聞かれますが、この深化の意味が、従来の地域包括ケアシステムをまだまだ整備がされていない地域もたくさんあるわけです、それをさらに深化させるという意味なのか。それとも、このポンチ絵にあるように、今回は、共生型サービス、ここが障害者の部分でオーバーラップする。さらには、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者も含め、まさに丸ごとですね、その中の一部として高齢化対策の地域包括ケアシステムがある、ただ、その上位には地域共生社会があるんだと。・・(中略)・・地域包括ケアシステム、さらに上位目標として共生社会があるんだと。その役割、役割というか内容は、まさに障害者の方々、生活困窮者、子育て世代の皆さん、そういったもの全ての方に、横串、包摂的なシステムとして新たな役割を見出した、これが政府の方針だということぐらいは、やはり明確に社会に示す必要が私はあると思います。・・(中略)・・我が国は、新しいグランドデザイン、まさにグランドデザインとして共生社会、従来の地域包括ケアシステムの高齢化対策だけではなく、さらにその上位の共生社会、それを目指すんだということは、ここで明確にお示しをしていただきたいと思います。

(塩崎国務大臣)

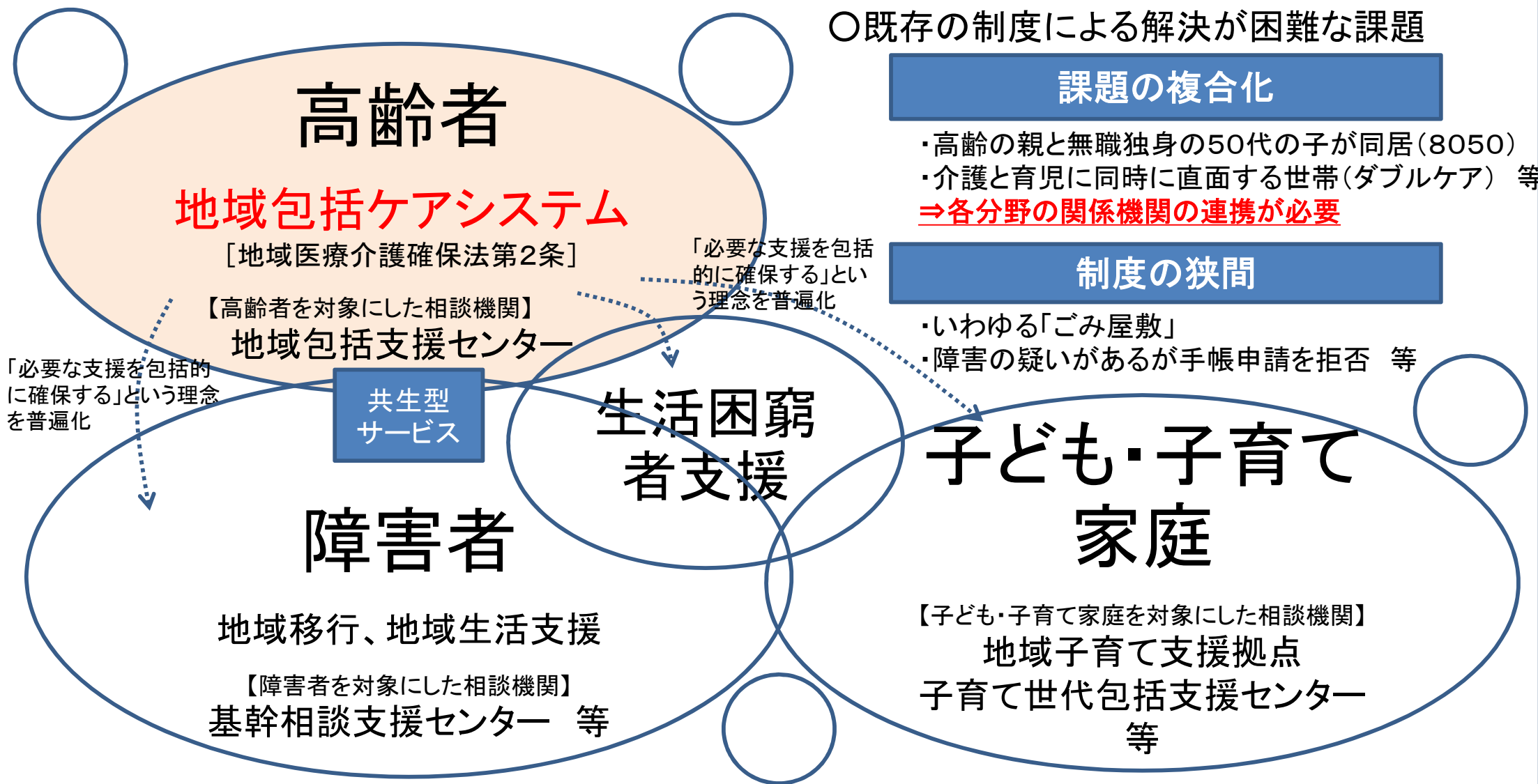
(前略)・・きょうお配りをいただいている、厚労省がつくったものに・・(中略)・・高齢者の塊、障害者の塊、子ども・子育て家庭の塊、そしてその下に地域力というのがありますが、このインフラ、地域の助け合いの仕組みのインフラとしての町づくりというものがあって、その上に初めてこのそれぞれが乗ってくるわけであります。

私どもは、やはり相互作用として、高齢者施策、障害者施策、子ども・子育ての施策というものが密接不可分なものとしてつながり得るということであって、ですから、縦割りは排していかなければならないということで、厚生労働省の中も、縦割りがゆえに全く欠落する問題意識というものがしばしば出てきて、高齢者施策であっても、障害者施策であっても、子育て支援であっても、より効率的な、よりパワーアップできるはずのものができていないということがたくさんあるんだろうと思っています。

そういう意味で、私どもとしては、あえて高齢者だけ切り分けるとか、あるいは共生社会づくりはこれと別ということではなくて、一体不離のものとして、そしてそれぞれが垣根を低くして、お互い支えられるところはお互い支えるという、今までの一方的な関係ではない形をつくっていくことが大事なんだろうというふうに思いますので、御理解を賜ればありがたいなと思います。

これは、地域がそれぞれのやり方で、それぞれの助け合いと、高齢者、障害者、子育ての支援策を実行に移していくというのを、それぞれのやり方でやってこられるんだろうというふうに思いますので、そういうことで、私どもとしては、基礎的な概念を法律に今回入れ込ませていただいて、さらに深化をさせていかなければいけないというふうに思っております。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

法案質疑における主なやりとり④(個人情報の情報共有等)

平成29年4月7日(金) 衆・厚生労働委員会

(長妻昭委員)

(前略)・・新たに今回の地域共生社会の条文は、社会福祉法の第四条を改正した中にそのポイントがあるわけですが、簡単に言うと、この条文はどういうふうに書いてあるかということ、地域住民等は、地域住民及びその世帯が抱える、いろいろな問題が十羅列されておりますけれども、そういう各般の課題を把握し、まず住民が地域社会のいろいろな問題を把握しないといけない、把握し、それら支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意する。こういうふうに、非常に上から目線の条文だとは思いますが、住民は把握しなきゃいけない、こういうふうに書いてあるわけでありまして。これは初めての条文であります。その中で問題点がいろいろあるんですけれども、配付資料で、一枚目、配付させていただきましたが、一つの問題は、情報共有が個人情報保護法の壁でなかなかうまくいっていない、こういう立ちが現場にはあるということであります。・・

(中略)・・ 塩崎大臣、これはぜひ、総務省と内閣府と厚労省、三つの省庁で個人情報をどういうふうに共有していくかというようなこと。個人情報は行政の情報だけではありません、開業医も地域の情報を持っています、介護施設も地域の情報を持っています。そういうような情報を一定のガイドラインをつくってある程度共有するような、そういう枠組みを私はつくっていかないとまずいんじゃないのかなという意識があるんですが、この三省庁で協議体をつくって議論していくということを提言したい。いかがでございますか。

(塩崎国務大臣)

地域に暮らす方々を、どういう状況にあらうともお互いに助け合うという、先ほど、支え合いの仕組みを支える仕組みみたいな感じのことをおっしゃっていただいておりますが、今の情報の共有の問題についても、方向性としては私も賛同いたすところあります。ただ、そうはいいながら、個人情報保護法なり、個人情報を保護するということは法律でも守られていることでもありますから、どこまで、どういう情報ならば共有できるのかとか、なかなか難しいことがありますから、おっしゃるように、これから丸ごとで我が事のように地域を地域のみんなの力でうまく治めていくようにしよう、助け合っていこうというときに、丸ごとということは、やはり相談するのに情報がないといけないので、それがどういう形でできるのか関係省庁と話し合えということではありますが、そういう意味では、我々、我が事・丸ごとを推進するに当たっての情報のあり方、共有のあり方については、ぜひやってみなきゃいけないというふうに思います。一方で、一方的に出してくれという行政からの情報に頼るだけではない形でやっていらっしゃるところも多々あって、例えば私が参りました大阪の豊中の場合なんかは、町内会がみんなで総出で一軒一軒行って、孤立している高齢者がどこにいるんだろうかという、まさに我々が選挙のときにやる地図落としみたいなもので、一軒一軒潰していくということで、全員で行って、それでごみ屋敷になっちゃっているところを探し出すというような形で、住民が自分の住んでいる地域と一緒に守るということをやっているところを見ると、やはりここで大事なことはアウトリーチをする。アウトリーチをするのが行政の人だけでやるのかということ、それはなかなか難しいというふうに思いますので、情報共有の仕方ということは、民の力を、地域のコミュニティーの力もかりながらやっていくということも組み合わせ、関係省庁とも話し合っていきたいと思っております。

法案質疑における主なやりとり⑤(コンビニ等の民間企業との協働)

平成29年4月7日(金) 衆・厚生労働委員会

(長妻昭委員)

(前略)・・・これから大変重要になってまいりますのは見守りのネットワークというか支え合いのネットワーク。地域共生社会を担う方々の中に、事業者の役割というものも相当大きくなってくるんじゃないのか。つまり、例えば新聞配達の方は、もう毎日いろいろなところに行っているわけですね、地域を。あるいは新聞配達の集金の方は、それもいろいろなところで集金をされて、宅急便の方もいろいろ行かれています。あるいは生保の営業の方とか、あるいはコンビニでも、もう地域の事情がよくわかる。コンビニはオーナー経営者が多いわけでありますので、非常にきめ細やかに地域のことを日々よくわかっている。当然、個人商店もそうであります。商店会もそうであります。・・・(中略)・・・個人商店というのは、それはその自治体とそれぞれの地域住民との信頼関係の中で情報共有や提供をしていただくというのは当然でありますが、チェーン店とか、例えば大手コンビニとかあるいは郵便局とか、生命保険会社とか宅急便とか、そういう大企業については、ぜひ塩崎大臣、トップ同士で、塩崎大臣とそれぞれ、宅急便のトップ、あるいは郵便局のトップ等々、新聞の販売のトップを一度ちょっと回っていただいて、呼びつけるというのじゃなくて回っていただいて、今後、ガイドラインというか、お互い地元で要望があれば、皆さん方も、自分たちの配下の支社とかそういうところに、無理ない範囲内の協力、異変があったときに連絡する、こういう体制をスムーズに進めようじゃないか、こういうようなトップ同士でまず地ならしが必要だと思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

(塩崎国務大臣)

(前略)・・・今お話がございました、地ならしをしてということで、これはまさに我が事・丸ごとで言っているように、そういった企業も我が事のように一緒に地域で、言ってみれば地域づくりに参画をしていただくというのが一番で、上から下におろす形じゃない方がやはり底力もあるんだろうというふうに思いますが、そのきっかけとして、私などから働きかけをして、全国にそういうことを周知していただいた上で、それぞれの地域が恐らくまた形も考えて連携の仕方もお考えになるんだろうと思いますけれども、きっかけづくりという意味では、そういうことは、どういうふうにやっていったらいいか、よく考えてみたいというふうに思います。・・・(中略)・・・考え方として私も賛成だということをおし上げたとおりでありますが、例えばコンビニだけでも、こちらから出向いていくとなると、何社もあるわけで、それ以外にもたくさんございますから、どういうふうにやっていくか、それが一番効果的かということも考えながら、前向きに検討したいというふうに思います。

法案質疑における主なやりとり⑥(地域共生社会づくりと関連施策の一体的推進)

平成29年5月23日(火) 参・厚生労働委員会

(川田龍平君)

(前略)・・・地域共生社会の実現に向けた取組の推進というのは、大綱策定中の自殺対策と、向き合う対象となる課題も向き合うための社会支援も重なる部分がかかなりあるわけですが、両施策の連携について、政策レベル、地域の現場レベルのそれぞれでどのように考え、実際にどのような取組、工夫が図られているのでしょうか。

(副大臣(橋本岳君))

地域共生社会のお話でございますが、その実現に向けた取組とその自殺対策の両方の施策については、困難を抱えた方に対して市町村における包括的な支援体制の整備を図っていくこと、支援に当たって行政だけでなく住民も共に参加する地域づくりとして展開していくことなどの点で大変共通をしております、双方の取組を進めることによって相乗的に効果が上がっていくものと考えております。・・・(中略)・・・地域の現場の視点で考えたときには、・・・(中略)・・・状態が深刻化する前の早期発見のためには、身近な地域に住民の集まる拠点や相談を受ける場をつくる取組、複合的課題に対応するため関係機関によるネットワーク体制をつくることなど、地域共生社会づくりと自殺対策で共通する部分が大変多くあることから、取組を実効あるものとしていくためには、各自治体において両者を一体的に実施することも有効であると考えております、その旨は自治体に周知をしまいたいと考えております。・・・(中略)・・・各地域の自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールなどのデータ・・・(中略)・・・について、これは自殺対策という観点のみならず、・・・(中略)・・・地域共生社会づくりを進める上でしっかり共有したり参考したりしながら進めるといことは地域課題を把握していく上で有用なものと考えられることから、こうした取組についてもしっかりと進めてまいりたいと、このように考えております。

平成29年5月25日(木) 参・厚生労働委員会

(谷合正明君)

それでは、地域共生社会とほかの施策との連携について伺いたいと思います。・・・(中略)・・・自殺対策と地域共生社会のみならず、生活困窮者自立支援制度もセットで進めていくべきではないかということを考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

(副大臣(橋本岳君))

(前略)・・・地域共生社会と、まず自殺対策との両施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、・・・(中略)・・・複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりなど、対応、共通する部分が多くあると考えております。こうした支援の形は・・・(中略)・・・生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多いというふうに考えております。自殺というものはいろいろな背景があつて、・・・(中略)・・・生活の困窮というのもその背景の一因となり得るものでございまして・・・(中略)・・・要するに自殺対策と生活困窮者の自立支援の制度とそして地域共生社会づくり、これを一体的に推進をすることがやはり重要だというふうに考えております。ですので、自治体にはこのことも含めて周知をしまいたいというふうに考えております。

法案質疑における主なやりとり⑦(福祉以外の分野との連携について)

平成29年5月23日(火) 参・厚生労働委員会

(川田龍平君)

(前略)・・・丸ごとのことについて最後聞きますが、・・・(中略)・・・介護、医療、福祉だけではなく、環境や土木、交通など様々な地域生活の課題が挙げられていますが、そういったほかの分野、ほかの部署との連携はどのように進めていくと考えていますでしょうか。

(政府参考人(定塚由美子君))

(前略)・・・地域社会においては、様々な課題がございます。例えば、耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全であるとか、町づくりのときの産業や土木における人手が足りないという問題、あるいは買物難民の対応についての地域交通の確保とか、そういった課題などで、地域での課題出てきているところでございます。

こうした課題は地域全体で取り組む必要があると同時に、他方で、これまで支援の受け手と考えられてきた方、高齢者や障害者や生活困窮者といったような生活課題を抱えている方々が、むしろ支え手としてこうした環境、土木などの分野での就労やボランティア活動などを通じて活躍できる機会も提供できる資源でもあるというふうに考えております。

こうした観点から、社会保障、福祉という分野を超えて各分野と連携をしていくということで、地域が一体となって個人と世帯の生活課題と地域社会の課題、この両方の解決につながるように図ってまいりたいと考えております。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。